

安田女子大学・安田女子短期大学における研究活動に係る不正防止に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、研究活動に係る不正防止に関する規程（学園制定。以下「規程」という。）第14条の規定に基づき、安田女子大学及び安田女子短期大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究者)

第2条 規程第3条第1項の規定に基づく研究者には、本学において研究補助に携わる者を含むものとする。

(責任体制)

第3条 規程第4条の規定に基づく本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有し、かつ公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる者（以下「最高管理責任者」という。）は、学長をもって充てる。

2 規程第4条の規定に基づく本学における研究倫理教育の実質的な権限と責任を持つ者（以下「研究倫理教育責任者」という。）は、学長補佐（学術・研究支援担当）をもって充てる。

(研究者の責務)

第4条 規程第5条第3項の規定に基づく本学における研究データの保存期間は、原則として5年間とする。

(研究倫理教育の実施)

第5条 研究倫理教育責任者は、学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底するため、本学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対して規程第6条の規定に基づく研究倫理教育を実施する。

2 前項の規定に基づき、学生は、研究倫理教育を受講しなければならない。

(予備調査)

第6条 規程第9条の規定に基づく本学における予備調査は、総務会がその役割を担うものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学運営協議会及び短期大学運営協議会の議を経て、学長が行う。

(事務処理)

第8条 この規程に関する事務は、関係部課の協力を得て、事務部庶務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。